

感染症範囲変更（感染症法準拠）特約、指定感染症追加補償特約  
保険商品別特約集

2020年5月  
三井住友海上火災保険株式会社

<目次>

保険商品		特約	掲載頁
海外旅行保険、 ネット de 保険@とらべる (特定手続用海外旅行保険)	保険始期日が 2016年10月1日以降※	感染症範囲変更（感染症 法準拠）特約	<a href="#">P2</a>
		指定感染症追加補償特約	<a href="#">P3</a>
海外旅行保険	保険始期日が 2015年10月1日 ～2016年9月30日※	感染症範囲変更（感染症 法準拠）特約	<a href="#">P4</a>
		指定感染症追加補償特約	<a href="#">P5</a>
学校旅行総合保険	保険始期日が 2013年10月1日以降※	感染症範囲変更（感染症 法準拠）特約	<a href="#">P6</a>
		指定感染症追加補償特約	<a href="#">P7</a>

※いずれも、2020年2月1日以降有効契約に適用します。

### 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約

#### 第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

#### 第2条 [疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替え]

この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）

- ① 一類感染症
- ② 二類感染症
- ③ 三類感染症
- ④ 四類感染症

(2) 顎口虫(がっこうちゅう)

(注) 疾病死亡保険金においては被保険者が死亡した時点、治療・救援費用保険金および疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

」

#### 第3条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

## 指定感染症追加補償特約

### 第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

### 第2条 [感染症の取扱い]

この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

### 第3条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

感染症範囲変更（感染症法準拠）特約

第1条（疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約および治療・救援費用補償特約の読み替え）

当社は、この特約により、疾病死亡保険金支払特約に規定する別表、疾病治療費用補償特約に規定する別表および治療・救援費用補償特約に規定する別表1を次のとおり読み替えて適用します。

「

（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）

①一類感染症

②二類感染症

③三類感染症

④四類感染症

（2）顎口虫(がっこうちゅう)

（注）疾病死亡保険金においては被保険者が死亡した時点、治療・救援費用保険金および疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

」

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

## 指定感染症追加補償特約

### 第1条（感染症の取扱い）

当社は、この特約が付帯された保険契約の、疾病死亡保険金支払特約に規定する別表、疾病治療費用補償特約に規定する別表および治療・救援費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。

#### （注）指定感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

感染症範囲変更（感染症法準拠）特約

第1条（海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治療費用補償条項および弔慰費用補償条項の読み替え）

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する別表3を次のとおり読み替えて適用します。

「

（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）

- ①一類感染症
- ②二類感染症
- ③三類感染症
- ④四類感染症

（2）顎口虫(がっこうちゅう)

（注）疾病死亡保険金および弔慰費用保険金においては被保険者が死亡した時点、疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

」

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 指定感染症追加補償特約

### 第1条（感染症の取扱い）

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する別表3に以下を追加します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（注）

#### （注）指定感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。

### 第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。